

東京地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 消費税更正処分等取消請求事件

国側当事者・国(本所税務署長)

平成31年2月20日棄却・控訴

判 決

	亡甲訴訟承継人
原告	乙
同訴訟代理人弁護士	土屋 勝裕
同補佐人税理士	丙
被告	国
同代表者法務大臣	山下 貴司
処分行政庁	本所税務署長 犬丸 伸浩
同指定代理人	高洲 昌弘 伊藤 隆行 渋川 佐紀子 高橋 則和 荒井 豊 吉原 雄二

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

本所税務署長が平成26年2月26日付けで甲(以下「甲」という。)に対してした以下の各処分をいずれも取り消す。

- 1 平成23年2月1日から同月28日までを課税期間とする消費税及び地方消費税の更正処分のうち、還付すべき消費税額1511万0158円を下回る部分及び還付すべき地方消費税額377万7539円を下回る部分並びに同更正処分に係る過少申告加算税の賦課決定処分のうち、過少申告加算税額12万2000円を超える部分
- 2 平成23年3月1日から同月31日までを課税期間とする消費税及び地方消費税の更正処分のうち、還付すべき消費税額1859万8590円を下回る部分及び還付すべき地方消費税額464万9647円を下回る部分並びに同更正処分に係る過少申告加算税の賦課決定処分のうち、過少申告加算税額5万円を超える部分
- 3 平成23年4月1日から同月30日までを課税期間とする消費税及び地方消費税の更正処分のうち、還付すべき消費税額1954万8238円を下回る部分及び還付すべき地方消費税額

- 488万7059円を下回る部分並びに同更正処分に係る過少申告加算税の賦課決定処分のうち、過少申告加算税額10万7000円を超える部分
- 4 平成23年5月1日から同月31日までを課税期間とする消費税及び地方消費税の更正処分のうち、還付すべき消費税額1639万6252円を下回る部分及び還付すべき地方消費税額409万9063円を下回る部分並びに同更正処分に係る過少申告加算税の賦課決定処分
 - 5 平成23年6月1日から同月30日までを課税期間とする消費税及び地方消費税の更正処分のうち、還付すべき消費税額1103万7693円を下回る部分及び還付すべき地方消費税額275万9423円を下回る部分並びに同更正処分に係る過少申告加算税の賦課決定処分のうち、過少申告加算税額4万2000円を超える部分
 - 6 平成23年7月1日から同月31日までを課税期間とする消費税及び地方消費税の更正処分のうち、還付すべき消費税額1306万0868円を下回る部分及び還付すべき地方消費税額326万5217円を下回る部分並びに同更正処分に係る過少申告加算税の賦課決定処分のうち、過少申告加算税額3万5000円を超える部分
 - 7 平成23年8月1日から同月31日までを課税期間とする消費税及び地方消費税の更正処分のうち、還付すべき消費税額1751万4253円を下回る部分及び還付すべき地方消費税額437万8563円を下回る部分並びに同更正処分に係る過少申告加算税の賦課決定処分のうち、過少申告加算税額11万3000円を超える部分
 - 8 平成23年9月1日から同月30日までを課税期間とする消費税及び地方消費税の更正処分のうち、還付すべき消費税額2183万9921円を下回る部分及び還付すべき地方消費税額545万9980円を下回る部分並びに同更正処分に係る過少申告加算税の賦課決定処分のうち、過少申告加算税額15万3500円を超える部分
 - 9 平成23年10月1日から同月31日までを課税期間とする消費税及び地方消費税の更正処分のうち、還付すべき消費税額2153万8743円を下回る部分及び還付すべき地方消費税額538万4685円を下回る部分並びに同更正処分に係る過少申告加算税の賦課決定処分のうち、過少申告加算税額22万7000円を超える部分
 - 10 平成23年11月1日から同月30日までを課税期間とする消費税及び地方消費税の更正処分のうち、還付すべき消費税額1989万2079円を下回る部分及び還付すべき地方消費税額497万3019円を下回る部分並びに同更正処分に係る過少申告加算税の賦課決定処分のうち、過少申告加算税額15万0500円を超える部分
 - 11 平成23年12月1日から同月31日までを課税期間とする消費税及び地方消費税の更正処分のうち、還付すべき消費税額1644万5133円を下回る部分及び還付すべき地方消費税額411万1283円を下回る部分並びに同更正処分に係る過少申告加算税の賦課決定処分のうち、過少申告加算税額5万4500円を超える部分
 - 12 平成24年1月1日から同月31日までを課税期間とする消費税及び地方消費税の更正処分のうち、還付すべき消費税額1029万6509円を下回る部分及び還付すべき地方消費税額257万4127円を下回る部分並びに同更正処分に係る過少申告加算税の賦課決定処分のうち、過少申告加算税額5万1500円を超える部分
 - 13 平成24年2月1日から同月29日までを課税期間とする消費税及び地方消費税の更正処分のうち、還付すべき消費税額1821万6527円を下回る部分及び還付すべき地方消費税額455万4131円を下回る部分並びに同更正処分に係る過少申告加算税の賦課決定処分のうち、

- ち、過少申告加算税額8万1500円を超える部分
- 14 平成24年3月1日から同月31日までを課税期間とする消費税及び地方消費税の更正処分のうち、還付すべき消費税額2079万6962円を下回る部分及び還付すべき地方消費税額519万9240円を下回る部分並びに同更正処分に係る過少申告加算税の賦課決定処分のうち、過少申告加算税額11万1500円を超える部分
- 15 平成24年4月1日から同月30日までを課税期間とする消費税及び地方消費税の更正処分のうち、還付すべき消費税額2060万7188円を下回る部分及び還付すべき地方消費税額515万1797円を下回る部分並びに同更正処分に係る過少申告加算税の賦課決定処分のうち、過少申告加算税額4万1000円を超える部分
- 16 平成24年5月1日から同月31日までを課税期間とする消費税及び地方消費税の更正処分のうち、還付すべき消費税額1841万3637円を下回る部分及び還付すべき地方消費税額460万3409円を下回る部分並びに同更正処分に係る過少申告加算税の賦課決定処分のうち、過少申告加算税額6万2000円を超える部分
- 17 平成24年6月1日から同月30日までを課税期間とする消費税及び地方消費税の更正処分のうち、還付すべき消費税額1134万5899円を下回る部分及び還付すべき地方消費税額283万6474円を下回る部分並びに同更正処分に係る過少申告加算税の賦課決定処分のうち、過少申告加算税額6万0500円を超える部分
- 18 平成24年7月1日から同月31日までを課税期間とする消費税及び地方消費税の更正処分のうち、還付すべき消費税額1103万6717円を下回る部分及び還付すべき地方消費税額275万9179円を下回る部分並びに同更正処分に係る過少申告加算税の賦課決定処分のうち、過少申告加算税額5万3000円を超える部分
- 19 平成24年8月1日から同月31日までを課税期間とする消費税及び地方消費税の更正処分のうち、還付すべき消費税額1635万2253円を下回る部分及び還付すべき地方消費税額408万8063円を下回る部分並びに同更正処分に係る過少申告加算税の賦課決定処分のうち、過少申告加算税額12万8000円を超える部分
- 20 平成24年9月1日から同月30日までを課税期間とする消費税及び地方消費税の更正処分のうち、還付すべき消費税額1953万0081円を下回る部分及び還付すべき地方消費税額488万2520円を下回る部分並びに同更正処分に係る過少申告加算税の賦課決定処分のうち、過少申告加算税額15万8000円を超える部分
- 21 平成24年10月1日から同月31日までを課税期間とする消費税及び地方消費税の更正処分のうち、還付すべき消費税額2093万3442円を下回る部分及び還付すべき地方消費税額523万3360円を下回る部分並びに同更正処分に係る過少申告加算税の賦課決定処分のうち、過少申告加算税額11万1500円を超える部分
- 22 平成24年11月1日から同月30日までを課税期間とする消費税及び地方消費税の更正処分のうち、還付すべき消費税額1553万9072円を下回る部分及び還付すべき地方消費税額388万4768円を下回る部分並びに同更正処分に係る過少申告加算税の賦課決定処分のうち、過少申告加算税額39万2000円を超える部分
- 23 平成24年12月1日から同月31日までを課税期間とする消費税及び地方消費税の更正処分のうち、還付すべき消費税額1361万6894円を下回る部分及び還付すべき地方消費税額340万4223円を下回る部分並びに同更正処分に係る過少申告加算税の賦課決定処分の

うち、過少申告加算税額2万4000円を超える部分

- 24 平成25年1月1日から同月31日までを課税期間とする消費税及び地方消費税の更正処分のうち、還付すべき消費税額1068万0797円を下回る部分及び還付すべき地方消費税額267万0199円を下回る部分並びに同更正処分に係る過少申告加算税の賦課決定処分
- 25 平成25年3月1日から同月31日までを課税期間とする消費税及び地方消費税の更正処分のうち、還付すべき消費税額2014万2852円を下回る部分及び還付すべき地方消費税額503万5713円を下回る部分並びに同更正処分に係る過少申告加算税の賦課決定処分のうち、過少申告加算税額106万8500円を超える部分
- 26 平成25年4月1日から同月30日までを課税期間とする消費税及び地方消費税の更正処分のうち、還付すべき消費税額2116万4101円を下回る部分及び還付すべき地方消費税額529万1025円を下回る部分並びに同更正処分に係る過少申告加算税の賦課決定処分のうち、過少申告加算税額1万8000円を超える部分
- 27 平成25年5月1日から同月31日までを課税期間とする消費税及び地方消費税の更正処分のうち、還付すべき消費税額1908万9169円を下回る部分及び還付すべき地方消費税額477万2292円を下回る部分並びに同更正処分に係る過少申告加算税の賦課決定処分のうち、過少申告加算税額2万5000円を超える部分
- 28 平成25年6月1日から同月30日までを課税期間とする消費税及び地方消費税の更正処分のうち、還付すべき消費税額1367万9956円を下回る部分及び還付すべき地方消費税額341万9989円を下回る部分並びに同更正処分に係る過少申告加算税の賦課決定処分のうち、過少申告加算税額6000円を超える部分
- 29 平成25年7月1日から同月31日までを課税期間とする消費税及び地方消費税の更正処分のうち、還付すべき消費税額1195万4267円を下回る部分及び還付すべき地方消費税額298万8567円を下回る部分並びに同更正処分に係る過少申告加算税の賦課決定処分
- 30 平成25年8月1日から同月31日までを課税期間とする消費税及び地方消費税の更正処分のうち、還付すべき消費税額2061万0382円を下回る部分及び還付すべき地方消費税額515万2595円を下回る部分並びに同更正処分に係る過少申告加算税の賦課決定処分のうち、過少申告加算税額15万9500円を超える部分
- 31 平成25年9月1日から同月30日までを課税期間とする消費税及び地方消費税の更正処分のうち、還付すべき消費税額2438万3846円を下回る部分及び還付すべき地方消費税額609万5961円を下回る部分並びに同更正処分に係る過少申告加算税の賦課決定処分
- 32 平成25年10月1日から同月31日までを課税期間とする消費税及び地方消費税の更正処分のうち、還付すべき消費税額2537万6713円を下回る部分及び還付すべき地方消費税額634万4178円を下回る部分並びに同更正処分に係る過少申告加算税の賦課決定処分のうち、過少申告加算税額8万9000円を超える部分
- 33 平成25年11月1日から同月30日までを課税期間とする消費税及び地方消費税の更正処分のうち、還付すべき消費税額1818万9578円を下回る部分及び還付すべき地方消費税額454万7395円を下回る部分並びに同更正処分に係る過少申告加算税の賦課決定処分

第2 事案の概要

本件は、商品を香港へ輸出する事業を営んでいた甲が、1月ごとに区分した平成23年2月1日から平成25年11月30日までの各課税期間（ただし、平成25年2月1日から同月2

8日までの課税期間を除く。以下「本件各課税期間」という。また、月ごとの課税期間について、「平成23年2月の課税期間」、「平成23年2月から4月までの各課税期間」などという場合がある。）につき、国内の卸売事業者等から商品を買付けたとする取引を自らが国内において行った課税仕入れに該当するものとして、消費税の控除不足還付税額及びこれを基に算出される地方消費税の還付すべき譲渡割額の還付を受けるための各申告（以下「本件各申告」という。）をしたところ、所轄の本所税務署長から、その課税仕入れに係る支払対価の額に含めた金額のうちの一部が、甲が行った課税仕入れに係る支払対価の額とは認められないなどとして、消費税の還付すべき税額及び地方消費税の還付すべき譲渡割額を減額する旨の各更正処分（以下「本件各更正処分」という。）並びに過少申告加算税の各賦課決定処分（以下、当該各賦課決定処分と本件各更正処分とを併せて「本件各処分」という。）を受けたことから、本件各処分の一部又は全部の取消しを求めた事案であり、本件訴え提起後に甲が死亡したことにより、その訴訟上の地位を相続人である原告が承継した。

1 消費税法（平成24年法律第68号による改正前のもの。以下同じ。）の定め

(1) 消費税法2条1項12号は、課税仕入れとは、事業者が、事業として他の者から資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は役務の提供を受けること（当該他の者が事業として当該資産を譲り渡し、若しくは貸し付け、又は当該役務の提供をしたとした場合に課税資産の譲渡等に該当することとなるものに限る。）をいう旨を定める。

(2) ア 消費税法30条1項1号は、事業者が、国内において行う課税仕入れについては、当該課税仕入れを行った日の属する課税期間の課税標準額に対する消費税額から、当該課税仕入れに係る消費税額（当該課税仕入れに係る支払対価の額に105分の4を乗じて算出した金額をいう。以下同じ。）を控除する旨を定める。

イ 消費税法30条6項は、上記アに規定する課税仕入れに係る支払対価の額とは、課税仕入れの対価の額（対価として支払い、又は支払うべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の額とし、当該課税仕入れに係る資産を譲り渡し、若しくは貸し付け、又は当該課税仕入れに係る役務を提供する事業者には課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額がある場合には、当該相当する額を含む。）をいう旨を定める。

ウ 消費税法30条7項本文は、上記アの規定は、事業者が当該課税期間の課税仕入れに係る消費税額の控除に係る帳簿及び請求書等を保存しない場合には、当該保存がない課税仕入れに係る消費税額については、適用しない旨を定める。

2 前提事実（当事者間において争いがないか、掲記の証拠等により認められる。）

(1) 甲及び原告について

甲は、中華人民共和国の国籍を有し、香港に居住し、「A」の屋号で商品を香港へ輸出する事業を営む個人事業主であった者であり、当該事業について、日本国内（東京都墨田区）に事業所を有していた。

甲は、平成30年4月●日に死亡し、甲の長女である原告がその本件訴訟上の地位を承継した（弁論の全趣旨）。

(2) 事実経過について

ア 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の還付を受けるための申告

甲は、本件各課税期間の消費税等について、別表1-1～1-33の各「確定申告」

欄に記載のとおり、還付を受けるための申告（本件各申告）をした。

甲は、本件各申告において、香港などに所在する複数の卸売・小売事業者（以下「香港等事業者」という。）からの委託を受けて、①株式会社B（以下「B」という。）、②株式会社C（以下「C」という。）、③株式会社D（以下「D」という。）、④E株式会社（以下「E」という。）、⑤株式会社F（以下「F」といい、上記①～⑤の会社を併せて「B等5社」という。）、⑥株式会社G（以下「G」という。）、⑦H株式会社（以下「H」という。）、⑧株式会社I（以下「I」という。）、⑨株式会社J（以下「J」という。）、⑩K株式会社（以下「K」という。）、⑪株式会社L（以下「L」という。）、⑫M株式会社（以下「M」という。）、⑬株式会社N（以下「N」といい、上記⑥～⑬の会社を併せて「G等8社」といい、上記①～⑬の会社を併せて「本件各国内事業者」という。）、⑭O株式会社（以下「O」という。）及び⑮P株式会社（以下「P」といい、上記①～⑮の会社を併せて「本件更正処分対象事業者」という。）から商品を買付けたとする取引について、これらが甲が国内において行った課税仕入れに該当するものとして、その取引金額（商品代金額）である別表3記載の金額を、本件各課税期間の課税仕入れに係る支払対価の額として計上した（弁論の全趣旨。以下、上記の取引のうち、本件各国内事業者との取引を「本件各取引」という。）。

甲は、本件各申告に係る消費税等の還付税額について還付を受けた。

イ 本件各処分及び本件訴訟に至る経緯

(ア) 東京国税局職員は、平成24年10月5日、原告の消費税等についての税務調査（以下「本件調査」という。）に着手した。

(イ) 本所税務署長は、本件調査に基づき、平成26年2月26日付けで、甲に対し、別表1-1～1-33の各「本件各処分」欄に記載のとおり、本件各処分をした。

(ウ) 甲は、平成26年3月24日、東京国税局長に対し、本件各処分を不服として、別表1-1～1-33の各「異議申立て」欄に記載のとおり、異議申立てをしたところ、東京国税局長は、同年6月19日付けで、当該異議申立てをいずれも棄却する旨の決定をした。

(エ) 甲は、平成26年6月30日、国税不服審判所長に対し、上記(ウ)の決定を経た後の本件各処分を不服として、別表1-1～1-33の各「審査請求」欄に記載のとおり、審査請求をしたところ、国税不服審判所長は、平成27年4月1日付けで、当該審査請求をいずれも棄却する旨の裁決をした。

(オ) 甲は、平成27年9月30日、本件訴えを提起した。

(3) 本件各処分の内容

本件各処分においては、本件各取引を含む本件更正処分対象事業者との各取引について、甲が事業として他の者から資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は役務の提供を受けたものとは認められず、当該各取引に係る商品代金額が課税仕入れに係る支払対価の額とは認められないとして、その金額が本件各申告において計上された金額から控除されるなどし、これにより、控除対象仕入税額及び消費税等の還付税額が減額された（甲1の3～1の35）。

3 被告の主張する消費税等の還付税額及び過少申告加算税の額

被告が本件訴訟において主張する本件各課税期間の消費税等の還付税額及び過少申告加算税

の額は、別表2に記載のとおりであり、いずれも本件各処分金額と同額である。

4 争点

- (1) 本件各取引が甲が行った課税仕入れに該当するか
- (2) 本件各取引につき甲が法定の帳簿及び請求書等を保存しない場合に該当するか
- (3) 本件調査の違法の有無
- (4) 理由付記の違法の有無

5 争点に関する当事者の主張の要旨

- (1) 争点(1)(本件各取引が甲が行った課税仕入れに該当するか)について

(原告の主張)

ア 甲は、香港等事業者から商品の買い付け業務を受託し、本件各国内事業者から商品を買っていた。

具体的には、甲は、香港等事業者から、ファクシミリや電話等により本件各国内事業者からの商品買い付けの依頼を受け、本件各国内事業者の担当者と代金の支払方法や商品の納品方法等を打ち合わせた上で、本件各国内事業者から商品を買付け、前払等の方法により自らの名義・計算で代金を支払い、本件各国内事業者から甲の国内事業所に商品が納品されると、検品してその引渡しを受けていた。その後、甲は、甲の香港事業所へ商品を輸出し、同事業所で再度検品して、香港等事業者へ引き渡しており、香港等事業者への引渡しをもって初めて甲の香港等事業者に対する代金支払請求権が発生し、その清算を、香港等事業者ごとに、本件各国内事業者を含めた販売事業者全社分につき一括して行っていた。

なお、甲は、平成24年10月に本件調査の担当者から、本件各国内事業者との取引に係る請求書等の宛名が香港等事業者であることについて質問を受けるなどしたため、同年11月頃から、請求書等の経理書類の宛名等を、現実の取引実態に即して甲(A名義)に変更させていた。

このように、本件各取引は、香港等事業者ではなく、甲が当事者として、自らの名義・計算において行ったものであるから、本件各取引は甲が行った課税仕入れに該当する。

また、このように解さなければ、本件各取引についての課税仕入れに係る消費税額の控除による還付を、甲が受けられないのみならず、輸出の証明書を保持しない香港等事業者も受けられないこととなるが、このような結果は、累積課税を排除するという課税仕入れに係る消費税額の控除の趣旨に反する。

イ 仮に、本件各取引における商品の購入者が香港等事業者であることを前提としても、甲は、香港等事業者から買い付け業務を受託しており、香港等事業者に対して商品買い付けに係る役務の提供をする者であるところ、消費税法基本通達10-1-12(2)のなお書きは「委託者から課税資産の譲渡等のみを行うことを委託されている場合の委託販売等に係る受託者については、委託された商品の譲渡等に伴い收受した又は收受すべき金額を課税資産の譲渡等の金額とし、委託者に支払う金額を課税仕入れに係る金額としても差し支えない」と定めており、簿記では委託販売と委託買い付けが同一の処理になることなどからすれば、甲は上記なお書きにいう「委託販売等に係る受託者」に該当し、同なお書きの適用によって、本件各取引の商品代金額を受託者である甲の課税仕

入りに係る金額とすることができる。

(被告の主張)

ア 本件各取引において、B等5社と香港等事業者との間で基本契約等が締結されており、甲との間で契約は締結されていなかったことや、会員制の卸売業者であるG等8社に会員登録されていたのは甲ではなく香港等事業者であったこと、本件各国内事業者に対し商品を発注し、その代金を支払っていたのは甲ではなく香港等事業者であったことなどによれば、本件各取引は、いずれも、本件各国内事業者を譲渡人、香港等事業者を譲受人とする資産の譲渡であるといえるから、甲が行った課税仕入れとは認められない。

イ 消費税法基本通達10-1-12は、委託販売等に係る資産の譲渡等を行った場合の取扱いを定めたもので、委託買い付けについての取扱いを定めたものではない上、仮に委託買い付けを同(2)のなお書きと同様に取り扱うことができるとしても、甲と香港等事業者との間には、仕入れに伴って受託者が仕入先に金銭を支払い、委託者からその金銭を収受するという形態の委託買い付けの関係は認められず、かかる取扱いをする前提を欠くから、本件各取引に関し、甲に、上記通達の規定を適用することはできない。

(2) 争点(2)(本件各取引につき甲が法定の帳簿及び請求書等を保存しない場合に該当するか)について

(被告の主張)

仮に本件各取引が甲が行った課税仕入れに該当するとしても、甲が本件各国内事業者から商品を仕入れたなどとして作成した帳簿(以下「本件帳簿」という。)は、法定の記載事項である課税仕入れを行った年月日(消費税法30条8項1号ロ)や課税仕入れに係る資産又は役務の内容(同号ハ)が記載されておらず、また他に原告が「帳簿」であるとする書類についても、課税仕入れに係る資産又は役務の内容が記載されていない。

また、甲が本件調査の担当者に提示した請求書等は、その宛名が香港等事業者とされており、法定の記載事項である書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称(消費税法30条9項1号ホ)が記載されていない。

したがって、これらの帳簿及び請求書等は、消費税法30条7項本文所定の課税仕入れに係る消費税額の控除に係る帳簿及び請求書等に該当せず、本件各取引については、甲において、当該帳簿及び請求書等を保存しない場合に該当する。

(原告の主張)

甲は、本件帳簿のほかにも、事業に関する売上げや仕入れ、経費等が確認できる帳簿ないし請求書等として、仕入帳(甲22、29)、売上帳兼得意先元帳(委託者別売上帳)(甲23の1~3、甲61)、甲の香港等事業者に対する請求書(甲24の1~8)、キャッシュフロー計算書(現金預金出納帳)(甲25、62)、領収書及び納品書等(甲26の1~7)などの書類を作成・保存している。消費税法30条8項所定の記載事項については、通達や弾力的な運用により、簡易な記載も許容されており、上記の仕入帳や売上帳、キャッシュフロー計算書等は、同条7項本文所定の「帳簿」に該当するものといえ、また、上記の請求書等は、帳簿と対照するなどして取引の主体等の取引関係を明らかにできるから、同項本文所定の「請求書等」に該当する。

したがって、本件各取引については、甲において、消費税法30条7項本文所定の帳簿及び請求書等を保存しない場合に該当しない。

(3) 争点 (3) (本件調査の違法の有無) について

(原告の主張)

ア 東京国税局職員は、平成24年10月5日に本件調査に着手したが、これに先立つ同月4日に、平成17年1月から平成24年8月までの各課税期間の調査の事前通知は行ったが、同年9月以降の各課税期間については調査の事前通知がされず、そのために、甲は調査対象とされている取引を正しく理解することができず、調査担当者からの質問等に的確な回答や反論ができなかった。

したがって、本件調査のうち、平成24年9月以降の各課税期間に係る部分は、調査の事前通知を欠き、国税通則法74条の9第1項に反し違法である。

イ 甲は、平成26年2月14日、東京国税局職員から本件調査が終了した旨を伝えられたが、その際、本件更正処分対象事業者からの仕入れは課税仕入れとして認められない旨の結論が伝えられるとともに、本件各課税期間について修正すべき税額を計算した書類が提示されたのみであり、更正処分の内容や理由についての説明は一切行われなかったから、本件調査は、調査結果の内容説明を欠き、国税通則法74条の11第2項に反し違法である。

ウ 本件各更正処分は、東京国税局職員による本件各国内事業者に対する調査が行われた時点以後の課税期間に係る消費税等についても行われているが、そのような更正処分は、調査によらず将来予測に基づいてされたものであり、国税通則法24条に反し違法である。

また、甲は、平成24年11月頃から、請求書等の経理書類の宛名を香港等事業者から甲(A名義)に変えるなどその仕様を変更しており、基礎事情が変わっているが、国税当局は、当該事情変更前の調査結果を、その後の課税期間に係る調査結果として流用しており、少なくとも平成25年1月以降の各課税期間に係る取引の調査はされていないといえ、当該各課税期間に係る更正処分は違法である。

(被告の主張)

ア 国税通則法74条の9第1項の新設に係る平成23年法律第114号(以下「改正法」という。)の規定は、平成25年1月1日から施行されたが、改正法附則39条3項による経過措置として、同日前から引き続き行われていた税務調査については国税通則法74条の9第1項の適用が除外されているところ、本件調査は、本件各課税期間を通じて甲の課税標準等又は税額等を認定する一連のものとして平成24年10月5日から行われていたため、同項の適用はない。

また、本件調査の担当者は、甲に対して、平成24年9月以降の各課税期間についても調査対象期間とする旨の説明をしており、甲やその税務代理人税理士も、そのことを認識して資料を提出するなどしていたから、国税通則法74条の9第1項の規定に沿った調査の事前通知が行われていたといえる。

イ 国税通則法74条の11も、上記アと同様、改正法附則39条3項により、本件調査には適用されない。

また、本件調査の担当者は、調査終了時に調査結果の理由を記載した書面にに基づき、本件各取引の商品を仕入れたのは香港等事業者であり、甲が課税仕入れを行ったとは認められない旨を説明し、修正申告に伴う法的効果や内容を記載した書面を交付している

から、国税通則法 7 4 条の 1 1 の規定に沿った調査終了時の手続が行われていたといえる。

ウ 国税通則法 2 4 条にいう更正処分の基となる「調査」とは、課税標準等又は税額等を認定するに至る一連の判断過程の一切を意味し、課税庁の証拠資料の収集、証拠の評価・経験則を通じての要件事実の認定、法令の解釈を経て更正処分に至るまでの思考・判断を含む包括的な概念であるところ、本件調査においては、本件各国内事業者に対する聴取を行った後も、甲に対する聴取や資料収集等を行い、本件各課税期間の全てについて収集した資料を検討して、本件各更正処分に係る税額等を確定しているから、本件各更正処分は、国税通則法 2 4 条に反するものではない。

また、平成 2 5 年 1 月以降の各課税期間について、そもそも請求書等の宛名等が変更されたからといって本件各取引の内容が変更されるものではない上、本件調査の担当者は、同月以降の取引についても、甲及び本件各国内事業者に対する聴取等の調査をしているから、違法な点はない。

エ したがって、本件調査に違法はない。

(4) 争点 (4) (理由付記の違法の有無) について

(原告の主張)

本件各更正処分の通知書においては、上記 (3) (原告の主張) ウの請求書等の宛名の変更の前後を通じて、更正の理由が同一であること、また、本件各更正処分の具体的理由が判明したのは、本件各処分についての異議申立てに対する東京国税局長の決定書においてであることからすれば、本件各更正処分の理由付記には重大な瑕疵があり、違法である。

(被告の主張)

本件各更正処分の理由は、その通知書に記載されており、理由付記につき違法はない。

第 3 当裁判所の判断

1 争点 (1) (本件各取引が甲が行った課税仕入れに該当するか) について

(1) 認定事実 (前記前提事実のほか、掲記の証拠等により認められる。)

ア 本件各取引の概要 (乙 4 9、7 3～7 5)

本件各取引において、商品の注文は、香港等事業者が直接本件各国内事業者に対しメールやファクシミリ等で行っていた。

本件各取引の商品は、甲の国内事業所に送付され又は甲が依頼した国内の事業者へ引き渡されるなどした後、甲の香港事業所を経由し、香港等事業者へ引き渡されていた。

本件各取引での本件各国内事業者に対する商品代金の支払は、甲が行う場合と、香港等事業者が行う場合とがあり、後者の場合には、甲が代金の支払に関与することはないが、前者の場合には、甲が、直接又は甲が依頼した国内の事業者を通じて、本件各国内事業者に対し商品代金 (消費税等相当額を含む。) を支払い、香港等事業者に対して、当該商品代金額から消費税等相当額を差し引き、甲が受け取るべき手数料を加えた金額を請求していた。

(なお、原告は、東京国税局職員作成の甲の聴取書 (乙 4 9、6 3、7 3～7 6) につき、甲の日本語能力が低いことに対して何ら配慮がされず甲がその内容を理解しないまま作成されたものであるなどとしてその信用性を争うが、これらの聴取の際には、甲の税務代理人である丙税理士 (本件訴訟の原告補佐人税理士。以下「丙税理士」とい

う。)が立ち会っており(甲10、乙49、101、103、105~107)、甲において不明な点等があれば、適宜、同税理士に確認や助言を求めることができたというべきであり、また、これらの聴取書の個々の記載内容についてその信用性を疑わせる具体的な事情も見受けられないから、これらの聴取書には信用性が認められる。)

イ 本件各国内事業者ごとの取引状況等について

(ア) Bについて

Bは、婦人用のノンレザーシューズの卸売、小売等を行っている日本国内に本店を有する株式会社である(乙1、47)。

Bは、香港等事業者であるQ(以下「Q」という。)と取引関係があり、Qとの間で、平成21年8月17日付け商品売買基本契約書により、Bが所有する商品(靴)の売買についての基本契約(契約期間は1年間であり、1年ごとの自動更新条項がある。)を締結した。また、Bは、香港等事業者であるR(以下「R」という。)と取引関係があるが、Rとの間で契約書等は作成されていない。(乙47)

Bと甲との間では、契約書等は作成されていない(乙47、49)。

Bは、QないしRら商品の発注を受け、その商品を甲の国内事業所に送付し、代金の請求を、納品書の控えに代金額を記載してQないしRとA宛てにファクシミリ送信する方法により行っており、代金は、QないしR又はA名義により支払われていた(甲54の1、乙47~49)。

Bでは、Q及びRに係る取引について、取引の相手方をQないしRとする国内取引として経理処理をしていた(乙47)。

(イ) Cについて

Cは、婦人服の企画・製造、卸売、小売等を行っている日本国内に本店を有する株式会社である(乙2、50)。

Cは、香港等事業者であるS(以下「S」という。)と取引関係があり、Sとの間で、平成23年7月20日付け「SとCによる同意書」と題する書面により、Cの商品をSが香港で販売することについての契約(契約期間は同年9月1日から平成26年8月31日までの3年間)を締結した(乙50)。

Cと甲の間では、契約書等は作成されていない(乙49、50)。

Cは、Sから商品の発注を受け、その商品を甲の国内事業所に送付し、代金の請求をSに対して行っており、代金は、S又はA名義により支払われていた(甲13の1、2、乙49、50)。

Cでは、Sに係る取引について、従前は国外取引として経理処理をしていたが、平成22年4月27日以降、取引の相手方をSとする国内取引として経理処理をしていた(乙50)。

(ウ) Dについて

Dは、婦人服の製造、販売等を行っている日本国内に本店を有する株式会社である(乙3、51)。

Dは、香港等事業者であるT(以下「T」という。)と取引関係があり、Tとの間で、「覚え書」と題する書面により、平成10年12月1日以降の期間についての売買基本契約を締結した(乙51)。

Dと甲との間では、契約書等は作成されていない（乙49、51）。

Dは、Tから商品の発注を受け、その商品を甲の国内事業所に送付し、代金の請求をT若しくはA宛て又は両者宛てに行っており、代金は、T又はA名義により支払われていた。なお、Dでは、平成25年1月に、Tの担当者から納品書及び請求書の宛名をTからA名義に変更してほしいとの依頼を受け、同年1月25日付け請求書からこれらの宛名をAとTを併記する形に変更した。（甲14の1～甲15の2、甲31の1の1～甲32の3の2、甲68の4、5、乙49、51、79）

Dでは、Tに係る取引について、従前は国外取引として経理処理をしていたが、平成22年4月30日以降、取引の相手方をTとする国内取引として経理処理をしていた（乙51）。

(エ) Eについて

Eは、婦人服の製造、卸売、小売等を行っている日本国内に本店を有する株式会社である（乙4、52）。

Eは、Tと取引関係があり、Tが平成8年8月9日付け新規取引先申請書をEに提出し、Eが同日付け書面により取引開始を通知し、両者間の取引が開始した（乙52、53）。

Eと甲との間では、契約書等は作成されていない（乙49、52）。

Eは、Tから商品の発注を受け、その商品を甲の国内事業所に送付し、代金の請求をT又はA宛てに行っており、代金は、T又はA名義により支払われていた。なお、Eでは、平成24年11月頃、Tの担当者から納品書及び請求書の宛名をTからAに変更してほしいとの依頼を受け、同年10月25日付け納品書及び同年11月20日付け請求書からこれらの宛名をAとTを併記する形に変更した。（甲16の1～4、甲33の1～甲35の2の2、甲68の1～3、乙49、52）

Eでは、Tに係る取引について、取引の相手方をTとする国内取引として経理処理をしていた（乙52）。

(オ) Fについて

Fは、衣料・衣料雑貨・装飾品の企画、製造、販売等を行っている日本国内に本店を有する株式会社である（乙5、54）

Fは、香港等事業者であるU（以下「U」という。）と取引関係があり、Uとの間で、平成20年10月14日付け基本契約書により、Fの商品の売買についての基本契約を締結した（乙54）。

Fと甲との間では、契約書等は作成されていない（乙49、54）。

Fは、Uから商品の発注を受け、その商品を甲の国内事業所に送付し、代金の請求をU宛てに行っており、代金は、A名義により支払われていた（乙49、54、81）。

Fでは、Uに係る取引について、取引の相手方をUとする国内取引として経理処理をしていた（乙54）。

(カ) Gについて

Gは、衣料品、服飾雑貨、インテリア、生活雑貨の卸売等を行っている日本国内に本店を有する株式会社である（乙6、57）。

Gは、事業者向けの会員制総合現金卸商社であり、その店舗やウェブサイト上の各種

サービスを利用するためには会員登録をすることが必要であり、会員登録をしていない者に対しては、商品を販売していない（甲17、51、乙55～57）。甲は、A名義を含め、Gの会員登録をしていない（乙49、57）。

甲は、Gが販売した商品の引渡しを受けることがあり、その場合の代金は、Gの会員登録をしている海外事業者（香港等事業者）又はA名義により支払われていた（甲36の1～5、甲49、乙49、58）。

(キ) Hについて

Hは、衣料品の卸売等を行っている日本国内に本店を有する株式会社である（乙7、59）。

Hは、小売店等の事業者を対象とした会員制ファッションアパレル総合卸商社であり、その店舗に入店しサービスを利用するためには、会員登録をすることが必要である（甲19、乙59）。甲はA名義を含め、Hの会員登録をしていない（乙49、59）。

甲は、Hが販売した商品の引渡しを受けることがあり、その場合の代金は、Hの会員登録をしている海外事業者（香港等事業者）又はA名義により支払われていた（乙49）。

(ク) Iについて

Iは、衣料品の卸売等を行っている日本国内に本店を有する株式会社である（乙8、60）。

Iは、小売店等の事業者を対象とした会員制のファッションアパレルとグッズの卸商社であり、その店舗に入店しサービスを利用するためには、会員登録をすることが必要である（乙60）。甲は、A名義を含め、Iの会員登録をしていない（乙49、60）。

甲は、Iが販売した商品の引渡しを受けることがあり、その場合の代金は、Iの会員登録をしている海外事業者（香港等事業者）又はA名義により支払われていた（乙49、60）。

(ケ) Jについて

Jは、衣料品、服飾品、雑貨の卸売等を行っている日本国内に本店を有する株式会社である（乙9、62）。

Jは、小売店等の事業者を対象としたファッション及び生活雑貨の会員制総合卸売業者であり、その店舗に入店しあるいはウェブショップにてサービスを利用するためには、会員登録をすることが必要である（乙61、62）。甲は、A名義を含め、Jの会員登録をしていない（乙49、62）。

甲が依頼した国内の事業者において、Jが販売した商品の引渡しを受けることがあり、その場合の代金は、Jの会員登録をしている海外事業者（香港等事業者）又はA名義により支払われていた（甲37の1、2、甲68の8、乙49）。

(コ) Kについて

Kは、衣料品、服地、服飾雑貨、インテリアの卸売等を行っている日本国内に本店を有する株式会社である（乙10、64）。

Kは、小売店等の事業者を対象とした会員制の総合衣料卸売商社であり、その店舗に入店しあるいはオンラインショップにてサービスを利用するためには、会員登録をすることが必要である（乙64、65）。甲は、A名義を含め、Kの会員登録をしていない

(乙49、62)。

甲が依頼した国内の事業者において、Kが販売した商品の引渡しを受けることがあり、その場合の代金は、Kの会員登録をしている海外事業者（香港等事業者）又はA名義により支払われていた（甲38、68の12、乙49）。

(サ) Lについて

Lは、衣料品の卸売等を行っている日本国内に本店を有する株式会社である（乙11、68）。

Lは、小売店等の事業者を対象とした会員制の衣料品等の総合卸問屋であり、その店舗やウェブサイト上の各種サービスを利用するためには、会員登録をすることが必要である（甲20、乙66～68）。甲は、A名義を含め、Lの会員登録をしていない（乙49、68）。

甲が依頼した国内の事業者において、Lが販売した商品の引渡しを受けることがあり、その場合の代金は、Lの会員登録をしている海外事業者（香港等事業者）又はA名義により支払われていた（甲39、68の9、乙49）。

(シ) Mについて

Mは、衣料品の卸売等を行っている日本国内に本店を有する株式会社である（乙12、70）。

Mは、会員制の衣料品等の総合卸売業者であり、その店舗に入店しサービスを利用するためには、会員登録をすることが必要である（甲21、乙69、70）。甲は、A名義を含め、Mの会員登録をしていない（乙49、70）。

甲が依頼した国内の事業者において、Mが販売した商品の引渡しを受けることがあり、その場合の代金は、Mの会員登録をしている海外事業者（香港等事業者）又はA名義により支払われていた（甲40、68の10、11、乙49）。

(ス) Nについて

Nは、服飾雑貨、生活雑貨の卸売等を行っている日本国内に本店を有する株式会社である（乙13、72）。

Nは、小売店等の事業者を対象とした会員制の総合卸売業者であり、その店舗に入店しサービスを利用するためには、会員登録をすることが必要である（乙71、72）。甲は、A名義を含め、Nの会員登録をしていない（乙49、72）。

甲が依頼した国内の事業者において、Nが販売した商品の引渡しを受けることがあり、その場合の代金は、Nの会員登録をしている海外事業者（香港等事業者）又はA名義により支払われていた（甲68の6、7、乙49）。

(2) 判断

ア 甲が本件各取引により資産を譲り受けた事業者と認められるか

(ア) 本件各取引が甲が行った課税仕入れに該当するというには、甲が本件各取引により資産を譲り受けた事業者と認められる必要があるとあり、そのためには、甲と本件各国内事業者との間に売買契約があったと認められることが必要というべきである。

(イ) そこで検討すると、まず、甲とB等5社との間では、契約書等は作成されておらず、他方において、B等5社は、香港等事業者との間で基本契約書等により売買基本契約を締結しており（ただし、B・R間を除く。）、香港等事業者に係る取引について、取引の

相手方を香港等事業者とする国内取引として経理処理を行っている（前記認定事実イ（ア）ないし（オ））。また、G等8社のサービスを利用してその商品を購入するためには、いずれも会員登録をすることが必要であるが、甲は、A名義を含めて、G等8社の会員登録をしていない（前記認定事実イ（カ）ないし（ス））。そうすると、本件各取引においては、甲と本件各国内事業者との間に売買契約があったといえる外形的根拠はない。

さらに、本件各取引における甲の関与の実質をみても、前記認定事実によれば、甲は、発注する商品の内容や数量の決定に関与しておらず、これらを決定しているのは香港等事業者であり、また、代金については、甲がその支払に関与しない場合もある上、関与する場合であっても、本件各国内事業者の商品代金を支払った後、その支払額から消費税等相当額を控除し手数料を加算した金額を香港等事業者に請求するというものであり、商品代金額の決定自体に甲の意思が介在するものではなく、その実質は立替払であるといえる。こうしたことからすれば、甲は、本件各取引において売買契約の当事者として関与していたとはいえず、本件各国内事業者と香港等事業者との間の売買契約において、商品の引渡しや代金の支払といった事実行為に関与していたにとどまるものというべきである。

したがって、本件各取引の外形面、実質面のいずれからみても、甲と本件各国内事業者との間に売買契約があったと認めることはできない。

(ウ) これに対し、原告は、甲が香港等事業者からの買い付け委託を受け、自己の名義・計算において取引を行っていた旨を主張し、取引の相手方が甲（A）である旨の記載がある一部の香港等事業者の陳述書（甲41の1の1～甲42の14の2、甲67の1～13）を提出する。

しかしながら、仮に甲と香港等事業者との間で買い付け委託契約が締結されていたとしても、上記（イ）に説示した事実行為の委託の性質であるということも十分にあり得るところ、上記の各陳述書は、かかる委託の趣旨や性質を判断するに足りる具体性や裏付けを伴うものとはいえず、また、香港等事業者の陳述書をもって、甲と本件各国内事業者との間の契約関係を直接認定し得るものでもないから、これらの陳述書によっても、本件各取引につき、甲と本件各国内事業者との間に売買契約があったと認めることはできない。

また、原告は、平成24年11月頃から、請求書等の宛名を香港等事業者から甲（A名義）に変更させた旨を主張し、かかる主張に沿う証拠も存在するが、このような請求書等の宛名の変更をもって、契約当事者を含めた契約内容そのものの評価や解釈に直ちに影響するとはいえず、上記の認定を左右するものではない。

さらに、原告は、本件各取引についての課税仕入れに係る消費税額の控除による還付を甲も香港等事業者も受けられなくなることの不当性を主張するが、そのような不利益は、取引の実態に則した帳簿及び請求書等を保存せず適正な還付申告をしてこなかった甲及び香港等事業者の行為に基因するものであり、甲及び香港等事業者自身において甘受すべきものである。

(エ) したがって、本件各取引に関し、甲と本件各国内事業者との間に売買契約があったと認めることはできず、甲が本件各取引により資産を譲り受けた事業者であるとして、

本件各取引が甲が行った課税仕入れであるということとはできない。

イ 消費税法基本通達10-1-12(2)のなお書きについて

原告は、甲が香港等事業者から買い付け業務を受託しており、商品買い付けに係る役務を提供する者であるから、消費税法基本通達10-1-12(2)のなお書きにいう「委託販売等に係る受託者」に該当し、同なお書きの適用によって、本件各取引の商品代金額を甲の課税仕入れに係る金額とすることができる旨の主張をする。

しかしながら、委託者の計算において資産の譲渡ないし譲受けが行われる委託販売及び委託買い付けにおいても、販売ないし買い付けの取引自体は受託者が売買契約の当事者となって行われるものであり、そうであるからこそ、当該取引における資産の譲渡ないし譲受けが当該受託者にとっての課税資産の譲渡等ないし課税仕入れとなり得るのであって、消費税法基本通達10-1-12(2)のなお書きの定めもこのことを当然の前提とするものと解される。しかるに、上記ア(イ)に説示したとおり、甲については、本件各取引を売買契約の当事者として行ったとはいいい難く、事実行為に関与したにとどまるものといえることからすれば、上記通達の規定を根拠に、本件各取引の商品代金額を甲の課税仕入れに係る金額とすることはできないものというべきである。

ウ 以上によれば、本件各取引は甲が行った課税仕入れに該当するとは認められないから、争点(2)(本件各取引につき甲が法定の帳簿及び請求書等を保存しない場合に該当するか)について判断するまでもなく、本件各取引に係る商品代金額を甲の課税仕入れに係る支払対価の額と認めることはできないものというべきである。

2 争点(3)(本件調査の違法の有無)について

(1) 認定事実(前記前提事実のほか、掲記の各証拠等により認められる。)

ア 甲に対する調査等

(ア) 甲は、平成24年10月4日、東京国税局職員から、平成17年1月から平成24年8月までの各課税期間の消費税が税務調査の対象であることの通知を受けた(弁論の全趣旨)。

(イ) 東京国税局職員は、甲に対して、以下のとおり質問検査等を行った。

a 平成24年10月22日、電話にて、同月5日及び11日に甲の国内事業所にて提示要求をした資料のうち、未提出のものの提出要求を行うなどした(乙96)。

b 平成24年12月4日、甲の国内事業所にて、甲の代理人から提示された物件を留め置くなどした(乙98)。

c 平成24年12月13日、甲の国内事業所にて、質問検査等を行った(乙99)。

d 平成25年1月18日、甲の国内事業所にて、丙税理士立会いの下、質問検査等を行った(乙63、101)。

e 平成25年3月18日、丙税理士の事務所にて、同税理士立会いの下、質問検査等を行った(乙102)。

f 平成25年6月20日、甲の国内事業所にて、丙税理士立会いの下、質問検査等を行った(乙73、103)。

g 平成25年8月8日、丙税理士の事務所にて、同税理士立会いの下、質問検査を行った(乙49)。

h 平成25年9月6日、丙税理士の事務所にて、同税理士立会いの下、質問検査等を行

行った（乙104）。

i 平成25年12月5日、丙税理士の事務所にて、同税理士立会いの下、質問検査等を行った（乙74、75、105）。

j 平成26年2月7日、丙税理士の事務所にて、同税理士立会いの下、質問検査等を行ったが、その際、甲から平成22年1月1日から平成25年11月30日までの間の帳簿であるとして提出されていたデータファイルの内容についての質問をした（乙76、106）。

（ウ）甲は、平成24年12月以前に係る所得税及び消費税の税務調査に関する一切の件の税務代理を丙税理士に委任する旨の平成25年1月9日付け税務代理権限証書を、同月23日、東京国税局長に提出した（乙107）。

イ 本件各国内事業者への調査

東京国税局職員は、平成25年4月23日から同年9月10日にかけて、本件各国内事業者に対する質問検査を実施した（乙47、50～52、54、57～60、62、64、68、70、72）。

ウ 調査結果の説明

東京国税局職員は、平成26年2月14日、甲に対し、丙税理士の事務所において、同税理士立会いの下、調査の結果を伝えるとともに、修正申告を勧奨し、修正申告等についての説明を記載した文書を交付した（乙91、110）。

その際、甲は、東京国税局職員から、調査の結果、本件更正処分対象事業者からの課税仕入れは認められない旨の説明を受けるとともに、調査結果に基づく本件各課税期間を含む平成22年11月から平成25年11月までの各課税期間における課税仕入れに係る支払対価の額や控除対象仕入税額、消費税等の還付税額、納付すべき消費税等の額、過少申告加算税の額等を記載した一覧表を提示された（甲60、弁論の全趣旨）。

（2）判断

税務調査の手続は、租税の公平かつ確実な賦課徴収のために課税庁が課税要件等の内容を構成する具体的事実の存否を調査する手段として認められた手続であって、その調査により課税標準等又は税額等の捕捉漏れや誤りが認められる限り課税庁としては課税処分等を行わなければならないというべきであるから、税務調査の手続の瑕疵は、原則として更正処分の効力に影響を及ぼすものではなく、例外的に、税務調査の手続が刑罰法規に触れ、公序良俗に反し又は社会通念上相当の限度を超えて濫用にわたるなど重大な違法を帯び、これに基づく更正処分の効力を維持したのでは著しく正義に反するとの評価を受ける場合に限り、更正処分の取消事由となるものと解するのが相当である。

ア 調査の事前通知について

原告は、本件調査に当たり、平成24年9月以降の各課税期間につき、調査の事前通知がされておらず、国税通則法74条の9第1項に反し違法である旨を主張する。

しかしながら、上記（1）の認定事実アのとおり、甲は、少なくとも、平成24年10月4日に平成17年1月から平成24年8月までの各課税期間の消費税が調査対象であることの通知を受けており、その後も平成26年2月まで甲に対する質問検査等が断続的に行われ、自ら平成22年1月1日から平成25年11月30日までの間の帳簿であるとするデータファイルを東京国税局に提出していたことからすれば、甲において、

平成24年9月以降の各課税期間も調査の対象となっていることは、認識していたか容易に認識できたものといえる。また、甲は、遅くとも平成25年1月9日には、丙税理士に税務調査の税務代理を委任しており、同月18日以降の質問検査等の際には、いずれも同税理士が立ち会っていたのであるから、仮に税務調査の範囲や対象に不明確な点があれば、同税理士を通じてこれを東京国税局職員に問いただすことは容易であったといえ、実際にも、甲が調査対象である個々の課税期間を認識できていなかったために、その防御に具体的な支障が生じたといえる事情は認められない。

以上によれば、本件調査における事前通知に関して、重大な違法を帯び、本件各更正処分の効力を維持したのでは著しく正義に反するとの評価を受けるような手続の瑕疵があるとはいえない。

イ 調査結果の内容の説明について

原告は、本件調査の終了に際して、更正処分の内容や理由の説明がされておらず、国税通則法74条の11第2項に反し違法である旨を主張する。

しかしながら、上記(1)の認定事実ウのとおり、甲は、少なくとも、調査結果として本件更正処分対象事業者との取引が甲が行った課税仕入れとは認められない旨を伝えられ、調査結果に基づく課税仕入れに係る支払対価の額等の金額を書面により提示されており、これらによれば、更正処分の原因となる否認された課税仕入れの範囲や、更正処分がされた場合に納付すべきこととなる税額及びその根拠となる金額を認識することができる上、当該調査結果を伝えられた際には丙税理士も立ち会っており、当該調査結果に関して不明点等があれば、同税理士を通じて税務の専門的見地から、東京国税局職員に対し確認や説明等を求めることも可能であったといえ、甲に具体的な不利益や不都合が生じたとも認められないことからすれば、本件調査における結果の説明に関して、重大な違法を帯び、本件各更正処分の効力を維持したのでは著しく正義に反するとの評価を受けるような手続の瑕疵があるとはいえない。

ウ 本件各更正処分が調査によらずに行われたとの原告の主張について

原告は、本件各国内事業者に対する調査が行われた時点以後の課税期間に係る更正処分、あるいは、平成24年11月頃に請求書等の仕様を変更した後の課税期間に係る更正処分は、調査によらずに行われたものであり違法である旨を主張するが、ある時点までに行われた調査の結果に基づいて、その後の事実を認定すること自体が不相当とはいえず、その事実認定の当否が問題となり得るとしても、これが当然に調査の手続の瑕疵であるということとはできず、また、上記(1)の認定事実ア(イ)のとおり、甲に対する質問検査等は平成26年2月7日まで続けられ、甲の平成22年1月1日から平成25年11月30日までの帳簿であるとされるデータファイルの確認等もされていることからすると、実態として、本件各課税期間に係る調査がされていなかったともいえない。

したがって、上記原告の主張する点に関し、重大な違法を帯び、本件各更正処分の効力を維持したのでは著しく正義に反するとの評価を受けるような手続の瑕疵があるとはいえない。

なお、原告は、香港等事業者に対する調査がされていないことや、帳簿の裏付け資料の確認がされていないこと、本件各国内事業者からの聴取内容について甲に弁解の機会を与えなかったこと等も、本件調査の違法として主張するが、結局のところ、調査が不

十分であることをいうものにすぎず、調査に基づく事実認定の当否の問題を生じさせる余地はあるとしても、調査手続自体の瑕疵として違法の評価を受けるものとはいえない（実体として、本件各取引が甲が行った課税仕入れとは認められないことは、先に説示したとおりであり、これと同旨の本件各更正処分における事実認定に誤りはなかったものといえる。）。

(3) よって、本件調査について、本件各更正処分の取消事由となるべき違法があるとは認められない。

3 争点（4）（理由付記の違法の有無）について

証拠（甲1の3～1の35）によれば、本件各処分の通知書においては、甲が、本件各申告において課税仕入れに係る支払対価の額に含めた金額のうち、本件更正処分対象事業者との取引に係る金額について、これらの事業者の各取引担当者が甲と取引を行ったことはない旨供述していたことなどの理由により、当該各取引は、甲が事業として他の者から資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は役務の提供を受けたものとは認められず、当該各取引に係る金額は甲の課税仕入れに係る支払対価の額とは認められない旨が記載されるとともに、当該課税仕入れに係る支払対価の額とは認められない金額が、本件更正処分対象事業者ごとに明細を記載した一覧表として添付されるなどし、また、当該課税仕入れに係る支払対価の額とは認められない金額を前提とする控除対象仕入税額、控除不足還付税額、地方消費税の譲渡割額の還付額、納付すべき消費税等の額及び過少申告加算税の額が記載されているところ、これらの記載に鑑みれば、本件各申告において、甲の課税仕入れとは認められない取引があったことなどの本件各更正処分の基本的な理由及びその対象となった取引の内訳・金額等が明らかにされているといえるから、理由付記に不備があるとはいえず、違法な点は認められない。

原告は、請求書等の宛名の変更の前後を通じて更正の理由が同一であることをもって理由付記に違法がある旨主張するが、請求書等の宛名の変更という事実は、本件更正処分対象事業者からの商品の買い付けが甲の課税仕入れに該当するかという要証事実に関わる間接事実の一つにすぎず、しかも、先に認定・説示したところによれば、当該事実が重要な間接事実であるとは到底いえないから、このような事実についてまで逐一評価等を示すことが理由付記として求められるものとは解されず、当該原告の主張は採用できない。

4 本件各処分の適法性について

前記1のとおり、本件各取引は甲が行った課税仕入れに該当するとは認められず、本件各取引に係る商品代金額を甲の課税仕入れに係る支払対価の額と認めることはできないから、これを前提とすると、本件各課税期間の消費税等の還付税額は別表2「消費税等の還付税額の合計額」欄に記載のとおりとなり、また、当該更正に係る過少申告加算税の額は同表「過少申告加算税の額」欄に記載のとおりとなり（弁論の全趣旨）、いずれも本件各処分における税額と同額となる。

また、前記2、3のとおり、本件調査及び本件各処分の理由付記にも本件各処分の取消事由となるべき違法があるとは認められない。

したがって、本件各処分はいずれも適法であると認められる。

5 結論

以上によれば、原告の請求はいずれも理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第3部

裁判長裁判官 古田 孝夫

裁判官 中野 晴行

裁判官 古屋 勇児

別表1 本件各処分に係る経緯

別表1-1

平成23年2月課税期間

(単位：円)

項目		確定申告	本件各処分	異議申立て	異議決定	審査請求	審査裁決
年月日		平成23年3月18日	平成26年2月26日	平成26年3月24日	平成26年6月19日	平成26年6月30日	平成27年4月1日
消費税	課税標準額	①	0	0	0	0	棄却
	消費税額	②	0	0	0	0	
	控除対象仕入税額	③	15,897,008	11,987,707	15,897,008	15,897,008	
	控除不足還付税額	④	15,897,008	11,987,707	15,897,008	15,897,008	
地方消費税	譲渡割額の還付額の基礎となる消費税額	⑤	15,897,008	11,987,707	15,897,008	15,897,008	
	譲渡割額の還付額 (⑤×25%)	⑥	3,974,252	2,996,926	3,974,252	3,974,252	
消費税等の還付税額の合計額 (④+⑥)		⑦	19,871,260	14,984,633	19,871,260	19,871,260	
過少申告加算税の額		⑧		707,000	0	0	

別表1-2

平成23年3月課税期間

(単位：円)

項目		確定申告	本件各処分	異議申立て	異議決定	審査請求	審査裁決
年月日		平成23年4月15日	平成26年2月26日	平成26年3月24日	平成26年6月19日	平成26年6月30日	平成27年4月1日
消費税	課税標準額	①	0	0	0	0	棄却
	消費税額	②	0	0	0	0	
	控除対象仕入税額	③	19,001,157	13,909,476	19,001,157	19,001,157	
	控除不足還付税額	④	19,001,157	13,909,476	19,001,157	19,001,157	
地方消費税	譲渡割額の還付額の基礎となる消費税額	⑤	19,001,157	13,909,476	19,001,157	19,001,157	
	譲渡割額の還付額 (⑤×25%)	⑥	4,750,289	3,477,369	4,750,289	4,750,289	
消費税等の還付税額の合計額 (④+⑥)		⑦	23,751,446	17,386,845	23,751,446	23,751,446	
過少申告加算税の額		⑧		929,000	0	0	

別表 1 - 3

平成 2 3 年 4 月 課税期間

(単位：円)

項目			確定申告	本件各処分	異議申立て	異議決定	審査請求	審査裁決
年月日			平成23年5月16日	平成26年2月26日	平成26年3月24日	平成26年6月19日	平成26年6月30日	平成27年4月1日
消費税	課税標準額	①	0	0	0	棄却	0	棄却
	消費税額	②	0	0	0		0	
	控除対象仕入税額	③	20,254,127	14,451,091	20,254,127		20,254,127	
	控除不足還付税額	④	20,254,127	14,451,091	20,254,127		20,254,127	
地方消費税	譲渡割額の還付額の基礎となる消費税額	⑤	20,254,127	14,451,091	20,254,127		20,254,127	
	譲渡割額の還付額 (⑤×25%)	⑥	5,063,532	3,612,772	5,063,532		5,063,532	
消費税等の還付税額の合計額 (④+⑥)		⑦	25,317,658	18,063,863	25,317,658		25,317,658	
過少申告加算税の額		⑧		1,062,500	0		0	

別表 1 - 4

平成 2 3 年 5 月 課税期間

(単位：円)

項目			確定申告	本件各処分	異議申立て	異議決定	審査請求	審査裁決
年月日			平成23年6月15日	平成26年2月26日	平成26年3月24日	平成26年6月19日	平成26年6月30日	平成27年4月1日
消費税	課税標準額	①	0	0	0	棄却	0	棄却
	消費税額	②	0	0	0		0	
	控除対象仕入税額	③	16,396,252	11,652,525	16,396,252		16,396,252	
	控除不足還付税額	④	16,396,252	11,652,525	16,396,252		16,396,252	
地方消費税	譲渡割額の還付額の基礎となる消費税額	⑤	16,396,252	11,652,525	16,396,252		16,396,252	
	譲渡割額の還付額 (⑤×25%)	⑥	4,099,063	2,913,131	4,099,063		4,099,063	
消費税等の還付税額の合計額 (④+⑥)		⑦	20,495,315	14,565,656	20,495,315		20,495,315	
過少申告加算税の額		⑧		863,000	0		0	

別表 1 - 5

平成 2 3 年 6 月 課税期間

(単位：円)

項目		確定申告	本件各処分	異議申立て	異議決定	審査請求	審査裁決
年月日		平成23年7月15日	平成26年2月26日	平成26年3月24日	平成26年6月19日	平成26年6月30日	平成27年4月1日
消費税	課税標準額	①	0	0	0	0	棄却
	消費税額	②	0	0	0	0	
	控除対象仕入税額	③	11,380,934	8,336,698	11,380,934	11,380,934	
	控除不足還付税額	④	11,380,934	8,336,698	11,380,934	11,380,934	
地方消費税	譲渡割額の還付額の基礎となる消費税額	⑤	11,380,934	8,336,698	11,380,934	11,380,934	
	譲渡割額の還付額 (⑤×25%)	⑥	2,845,233	2,084,174	2,845,233	2,845,233	
消費税等の還付税額の合計額 (④+⑥)		⑦	14,226,167	10,420,872	14,226,167	14,226,167	
過少申告加算税の額		⑧		545,000	0	0	

別表 1 - 6

平成 2 3 年 7 月 課税期間

(単位：円)

項目		確定申告	本件各処分	異議申立て	異議決定	審査請求	審査裁決
年月日		平成23年8月16日	平成26年2月26日	平成26年3月24日	平成26年6月19日	平成26年6月30日	平成27年4月1日
消費税	課税標準額	①	0	0	0	0	棄却
	消費税額	②	0	0	0	0	
	控除対象仕入税額	③	13,342,364	10,606,724	13,342,364	13,342,364	
	控除不足還付税額	④	13,342,364	10,606,724	13,342,364	13,342,364	
地方消費税	譲渡割額の還付額の基礎となる消費税額	⑤	13,342,364	10,606,724	13,342,364	13,342,364	
	譲渡割額の還付額 (⑤×25%)	⑥	3,335,591	2,651,681	3,335,591	3,335,591	
消費税等の還付税額の合計額 (④+⑥)		⑦	16,677,954	13,258,405	16,677,954	16,677,954	
過少申告加算税の額		⑧		486,500	0	0	

別表 1 - 7

平成 23 年 8 月課税期間

(単位：円)

項目			確定申告	本件各処分	異議申立て	異議決定	審査請求	審査裁決
年月日			平成23年9月15日	平成26年2月26日	平成26年3月24日	平成26年6月19日	平成26年6月30日	平成27年4月1日
消費税	課税標準額	①	0	0	0	棄却	0	棄却
	消費税額	②	0	0	0		0	
	控除対象仕入税額	③	18,253,265	13,761,819	18,236,368		18,236,368	
	控除不足還付税額	④	18,253,265	13,761,819	18,236,368		18,236,368	
地方消費税	譲渡割額の還付額の基礎となる消費税額	⑤	18,253,265	13,761,819	18,236,368		18,236,368	
	譲渡割額の還付額 (⑤×25%)	⑥	4,563,316	3,440,454	4,559,092		4,559,092	
消費税等の還付税額の合計額 (④+⑥)		⑦	22,816,581	17,202,273	22,795,460		22,795,460	
過少申告加算税の額		⑧		816,500	0		0	

別表 1 - 8

平成 23 年 9 月課税期間

(単位：円)

項目			確定申告	本件各処分	異議申立て	異議決定	審査請求	審査裁決
年月日			平成23年10月17日	平成26年2月26日	平成26年3月24日	平成26年6月19日	平成26年6月30日	平成27年4月1日
消費税	課税標準額	①	0	0	0	棄却	0	棄却
	消費税額	②	0	0	0		0	
	控除対象仕入税額	③	22,797,118	16,817,809	22,797,118		22,797,118	
	控除不足還付税額	④	22,797,118	16,817,809	22,797,118		22,797,118	
地方消費税	譲渡割額の還付額の基礎となる消費税額	⑤	22,797,118	16,817,809	22,797,118		22,797,118	
	譲渡割額の還付額 (⑤×25%)	⑥	5,699,279	4,204,452	5,699,279		5,699,279	
消費税等の還付税額の合計額 (④+⑥)		⑦	28,496,397	21,022,261	28,496,397		28,496,397	
過少申告加算税の額		⑧		1,095,500	0		0	

別表 1 - 9

平成 2 3 年 1 0 月 課税期間

(単位：円)

項目		確定申告	本件各処分	異議申立て	異議決定	審査請求	審査裁決
年月日		平成23年11月15日	平成26年2月26日	平成26年3月24日	平成26年6月19日	平成26年6月30日	平成27年4月1日
消費税	課税標準額	①	0	0	0	0	棄却
	消費税額	②	0	0	0	0	
	控除対象仕入税額	③	22,884,174	16,891,059	22,884,174	22,884,174	
	控除不足還付税額	④	22,884,174	16,891,059	22,884,174	22,884,174	
地方消費税	譲渡割額の還付額の基礎となる消費税額	⑤	22,884,174	16,891,059	22,884,174	22,884,174	
	譲渡割額の還付額 (⑤×25%)	⑥	5,721,044	4,222,764	5,721,044	5,721,044	
消費税等の還付税額の合計額 (④+⑥)		⑦	28,605,218	21,113,823	28,605,218	28,605,218	
過少申告加算税の額		⑧		1,098,500	0	0	

別表 1 - 1 0

平成 2 3 年 1 1 月 課税期間

(単位：円)

項目		確定申告	本件各処分	異議申立て	異議決定	審査請求	審査裁決
年月日		平成23年12月15日	平成26年2月26日	平成26年3月24日	平成26年6月19日	平成26年6月30日	平成27年4月1日
消費税	課税標準額	①	0	0	0	0	棄却
	消費税額	②	0	0	0	0	
	控除対象仕入税額	③	20,832,025	15,014,227	20,832,025	20,832,025	
	控除不足還付税額	④	20,832,025	15,014,227	20,832,025	20,832,025	
地方消費税	譲渡割額の還付額の基礎となる消費税額	⑤	20,832,025	15,014,227	20,832,025	20,832,025	
	譲渡割額の還付額 (⑤×25%)	⑥	5,208,006	3,753,556	5,208,006	5,208,006	
消費税等の還付税額の合計額 (④+⑥)		⑦	26,040,031	18,767,783	26,040,031	26,040,031	
過少申告加算税の額		⑧		1,065,500	0	0	

別表 1 - 1 1

平成 2 3 年 1 2 月 課税期間

(単位：円)

項目			確定申告	本件各処分	異議申立て	異議決定	審査請求	審査裁決
年月日			平成24年1月16日	平成26年2月26日	平成26年3月24日	平成26年6月19日	平成26年6月30日	平成27年4月1日
消費税	課税標準額	①	0	0	0	棄却	0	棄却
	消費税額	②	0	0	0		0	
	控除対象仕入税額	③	16,872,334	11,575,892	16,872,334		16,872,334	
	控除不足還付税額	④	16,872,334	11,575,892	16,872,334		16,872,334	
地方消費税	譲渡割額の還付額の基礎となる消費税額	⑤	16,872,334	11,575,892	16,872,334		16,872,334	
	譲渡割額の還付額 (⑤×25%)	⑥	4,218,084	2,893,973	4,218,084		4,218,084	
消費税等の還付税額の合計額 (④+⑥)		⑦	21,090,418	14,469,865	21,090,418		21,090,418	
過少申告加算税の額		⑧		968,000	0		0	

別表 1 - 1 2

平成 2 4 年 1 月 課税期間

(単位：円)

項目			確定申告	本件各処分	異議申立て	異議決定	審査請求	審査裁決
年月日			平成24年2月15日	平成26年2月26日	平成26年3月24日	平成26年6月19日	平成26年6月30日	平成27年4月1日
消費税	課税標準額	①	0	0	0	棄却	0	棄却
	消費税額	②	0	0	0		0	
	控除対象仕入税額	③	10,712,269	8,200,699	10,712,269		10,712,269	
	控除不足還付税額	④	10,712,269	8,200,699	10,712,269		10,712,269	
地方消費税	譲渡割額の還付額の基礎となる消費税額	⑤	10,712,269	8,200,699	10,712,269		10,712,269	
	譲渡割額の還付額 (⑤×25%)	⑥	2,678,067	2,050,174	2,678,067		2,678,067	
消費税等の還付税額の合計額 (④+⑥)		⑦	13,390,336	10,250,873	13,390,336		13,390,336	
過少申告加算税の額		⑧		444,500	0		0	

別表 1 - 1 3

平成 2 4 年 2 月 課税期間

(単位：円)

項目			確定申告	本件各処分	異議申立て	異議決定	審査請求	審査裁決
年月日			平成24年3月16日	平成26年2月26日	平成26年3月24日	平成26年6月19日	平成26年6月30日	平成27年4月1日
消費税	課税標準額	①	0	0	0	棄却	0	棄却
	消費税額	②	0	0	0		0	
	控除対象仕入税額	③	18,790,571	13,920,316	18,790,571		18,790,571	
	控除不足還付税額	④	18,790,571	13,920,316	18,790,571		18,790,571	
地方消費税	譲渡割額の還付額の基礎となる消費税額	⑤	18,790,571	13,920,316	18,790,571		18,790,571	
	譲渡割額の還付額 (⑤×25%)	⑥	4,697,643	3,480,079	4,697,643		4,697,643	
消費税等の還付税額の合計額 (④+⑥)		⑦	23,488,214	17,400,395	23,488,214		23,488,214	
過少申告加算税の額		⑧		887,000	0		0	

別表 1 - 1 4

平成 2 4 年 3 月 課税期間

(単位：円)

項目			確定申告	本件各処分	異議申立て	異議決定	審査請求	審査裁決
年月日			平成24年4月16日	平成26年2月26日	平成26年3月24日	平成26年6月19日	平成26年6月30日	平成27年4月1日
消費税	課税標準額	①	0	0	0	棄却	0	棄却
	消費税額	②	0	0	0		0	
	控除対象仕入税額	③	21,531,686	15,886,521	21,531,686		21,531,686	
	控除不足還付税額	④	21,531,686	15,886,521	21,531,686		21,531,686	
地方消費税	譲渡割額の還付額の基礎となる消費税額	⑤	21,531,686	15,886,521	21,531,686		21,531,686	
	譲渡割額の還付額 (⑤×25%)	⑥	5,382,921	3,971,630	5,382,921		5,382,921	
消費税等の還付税額の合計額 (④+⑥)		⑦	26,914,607	19,858,151	26,914,607		26,914,607	
過少申告加算税の額		⑧		1,032,500	0		0	

別表 1 - 1 5

平成 2 4 年 4 月 課税期間

(単位：円)

項目		確定申告	本件各処分	異議申立て	異議決定	審査請求	審査裁決
年月日		平成24年5月16日	平成26年2月26日	平成26年3月24日	平成26年6月19日	平成26年6月30日	平成27年4月1日
消費税	課税標準額	①	0	0	0	0	棄却
	消費税額	②	0	0	0	0	
	控除対象仕入税額	③	20,942,202	16,319,643	20,942,202	20,942,202	
	控除不足還付税額	④	20,942,202	16,319,643	20,942,202	20,942,202	
地方消費税	譲渡割額の還付額の基礎となる消費税額	⑤	20,942,202	16,319,643	20,942,202	20,942,202	
	譲渡割額の還付額 (⑤×25%)	⑥	5,235,551	4,079,910	5,235,551	5,235,551	
消費税等の還付税額の合計額 (④+⑥)		⑦	26,177,753	20,399,553	26,177,753	26,177,753	
過少申告加算税の額		⑧		840,500	0	0	

別表 1 - 1 6

平成 2 4 年 5 月 課税期間

(単位：円)

項目		確定申告	本件各処分	異議申立て	異議決定	審査請求	審査裁決
年月日		平成24年6月15日	平成26年2月26日	平成26年3月24日	平成26年6月19日	平成26年6月30日	平成27年4月1日
消費税	課税標準額	①	0	0	0	0	棄却
	消費税額	②	0	0	0	0	
	控除対象仕入税額	③	18,881,921	14,100,796	18,881,921	18,881,921	
	控除不足還付税額	④	18,881,921	14,100,796	18,881,921	18,881,921	
地方消費税	譲渡割額の還付額の基礎となる消費税額	⑤	18,881,921	14,100,796	18,881,921	18,881,921	
	譲渡割額の還付額 (⑤×25%)	⑥	4,720,480	3,525,199	4,720,480	4,720,480	
消費税等の還付税額の合計額 (④+⑥)		⑦	23,602,402	17,625,995	23,602,402	23,602,402	
過少申告加算税の額		⑧		870,500	0	0	

別表 1 - 1 7

平成 2 4 年 6 月 課税期間

(単位：円)

項目			確定申告	本件各処分	異議申立て	異議決定	審査請求	審査裁決
年月日			平成24年7月17日	平成26年2月26日	平成26年3月24日	平成26年6月19日	平成26年6月30日	平成27年4月1日
消費税	課税標準額	①	0	0	0	棄却	0	棄却
	消費税額	②	0	0	0		0	
	控除対象仕入税額	③	11,803,871	9,229,688	11,803,871		11,803,871	
	控除不足還付税額	④	11,803,871	9,229,688	11,803,871		11,803,871	
地方消費税	譲渡割額の還付額の基礎となる消費税額	⑤	11,803,871	9,229,688	11,803,871		11,803,871	
	譲渡割額の還付額 (⑤×25%)	⑥	2,950,968	2,307,422	2,950,968		2,950,968	
消費税等の還付税額の合計額 (④+⑥)		⑦	14,754,839	11,537,110	14,754,839		14,754,839	
過少申告加算税の額		⑧		456,500	0		0	

別表 1 - 1 8

平成 2 4 年 7 月 課税期間

(単位：円)

項目			確定申告	本件各処分	異議申立て	異議決定	審査請求	審査裁決
年月日			平成24年8月16日	平成26年2月26日	平成26年3月24日	平成26年6月19日	平成26年6月30日	平成27年4月1日
消費税	課税標準額	①	0	0	0	棄却	0	棄却
	消費税額	②	0	0	0		0	
	控除対象仕入税額	③	11,455,511	9,234,299	11,455,511		11,455,511	
	控除不足還付税額	④	11,455,511	9,234,299	11,455,511		11,455,511	
地方消費税	譲渡割額の還付額の基礎となる消費税額	⑤	11,455,511	9,234,299	11,455,511		11,455,511	
	譲渡割額の還付額 (⑤×25%)	⑥	2,863,878	2,308,574	2,863,878		2,863,878	
消費税等の還付税額の合計額 (④+⑥)		⑦	14,319,389	11,542,873	14,319,389		14,319,389	
過少申告加算税の額		⑧		390,500	0		0	

別表 1 - 1 9

平成 2 4 年 8 月 課税期間

(単位：円)

項目		確定申告	本件各処分	異議申立て	異議決定	審査請求	審査裁決
年月日		平成24年9月18日	平成26年2月26日	平成26年3月24日	平成26年6月19日	平成26年6月30日	平成27年4月1日
消費税	課税標準額	①	0	0	0	0	棄却
	消費税額	②	0	0	0	0	
	控除対象仕入税額	③	17,171,465	13,633,362	17,171,465	17,171,465	
	控除不足還付税額	④	17,171,465	13,633,362	17,171,465	17,171,465	
地方消費税	譲渡割額の還付額の基礎となる消費税額	⑤	17,171,465	13,633,362	17,171,465	17,171,465	
	譲渡割額の還付額 (⑤×25%)	⑥	4,292,866	3,408,340	4,292,866	4,292,866	
消費税等の還付税額の合計額 (④+⑥)		⑦	21,464,331	17,041,702	21,464,331	21,464,331	
過少申告加算税の額		⑧		638,000	0	0	

別表 1 - 2 0

平成 2 4 年 9 月 課税期間

(単位：円)

項目		確定申告	本件各処分	異議申立て	異議決定	審査請求	審査裁決
年月日		平成24年10月25日	平成26年2月26日	平成26年3月24日	平成26年6月19日	平成26年6月30日	平成27年4月1日
消費税	課税標準額	①	0	0	0	0	棄却
	消費税額	②	0	0	0	0	
	控除対象仕入税額	③	20,509,865	15,166,153	20,509,865	20,509,865	
	控除不足還付税額	④	20,509,865	15,166,153	20,509,865	20,509,865	
地方消費税	譲渡割額の還付額の基礎となる消費税額	⑤	20,509,865	15,166,153	20,509,865	20,509,865	
	譲渡割額の還付額 (⑤×25%)	⑥	5,127,466	3,791,538	5,127,466	5,127,466	
消費税等の還付税額の合計額 (④+⑥)		⑦	25,637,331	18,957,691	25,637,331	25,637,331	
過少申告加算税の額		⑧		975,500	0	0	

別表 1 - 2 1

平成 2 4 年 1 0 月 課税期間

(単位：円)

項目			確定申告	本件各処分	異議申立て	異議決定	審査請求	審査裁決
年月日			平成24年11月21日	平成26年2月26日	平成26年3月24日	平成26年6月19日	平成26年6月30日	平成27年4月1日
消費税	課税標準額	①	0	0	0	棄却	0	棄却
	消費税額	②	0	0	0		0	
	控除対象仕入税額	③	21,667,098	16,182,198	21,667,098		21,667,098	
	控除不足還付税額	④	21,667,098	16,182,198	21,667,098		21,667,098	
地方消費税	譲渡割額の還付額の基礎となる消費税額	⑤	21,667,098	16,182,198	21,667,098		21,667,098	
	譲渡割額の還付額 (⑤×25%)	⑥	5,416,774	4,045,549	5,416,774		5,416,774	
消費税等の還付税額の合計額 (④+⑥)		⑦	27,083,872	20,227,747	27,083,872		27,083,872	
過少申告加算税の額		⑧		1,002,500	0		0	

別表 1 - 2 2

平成 2 4 年 1 1 月 課税期間

(単位：円)

項目			確定申告	本件各処分	異議申立て	異議決定	審査請求	審査裁決
年月日			平成24年12月21日	平成26年2月26日	平成26年3月24日	平成26年6月19日	平成26年6月30日	平成27年4月1日
消費税	課税標準額	①	0	0	0	棄却	0	棄却
	消費税額	②	0	0	0		0	
	控除対象仕入税額	③	17,766,958	11,428,764	16,219,473		16,219,473	
	控除不足還付税額	④	17,766,958	11,428,764	16,219,473		16,219,473	
地方消費税	譲渡割額の還付額の基礎となる消費税額	⑤	17,766,958	11,428,764	16,219,473		16,219,473	
	譲渡割額の還付額 (⑤×25%)	⑥	4,441,739	2,857,191	4,054,868		4,054,868	
消費税等の還付税額の合計額 (④+⑥)		⑦	22,208,697	14,285,955	20,274,341		20,274,341	
過少申告加算税の額		⑧		1,163,000	264,500		264,500	

別表 1 - 2 3

平成 2 4 年 1 2 月 課税期間

(単位：円)

項目		確定申告	本件各処分	異議申立て	異議決定	審査請求	審査裁決
年月日		平成25年1月24日	平成26年2月26日	平成26年3月24日	平成26年6月19日	平成26年6月30日	平成27年4月1日
消費税	課税標準額	①	0	0	0	0	棄却
	消費税額	②	0	0	0	0	
	控除対象仕入税額	③	13,813,689	9,926,734	13,813,689	13,813,689	
	控除不足還付税額	④	13,813,689	9,926,734	13,813,689	13,813,689	
地方消費税	譲渡割額の還付額の基礎となる消費税額	⑤	13,813,689	9,926,734	13,813,689	13,813,689	
	譲渡割額の還付額 (⑤×25%)	⑥	3,453,422	2,481,683	3,453,422	3,453,422	
消費税等の還付税額の合計額 (④+⑥)		⑦	17,267,111	12,408,417	17,267,111	17,267,111	
過少申告加算税の額		⑧		702,500	0	0	

別表 1 - 2 4

平成 2 5 年 1 月 課税期間

(単位：円)

項目		確定申告	本件各処分	異議申立て	異議決定	審査請求	審査裁決
年月日		平成25年3月8日	平成26年2月26日	平成26年3月24日	平成26年6月19日	平成26年6月30日	平成27年4月1日
消費税	課税標準額	①	0	0	0	0	棄却
	消費税額	②	0	0	0	0	
	控除対象仕入税額	③	10,680,797	8,831,036	10,680,797	10,680,797	
	控除不足還付税額	④	10,680,797	8,831,036	10,680,797	10,680,797	
地方消費税	譲渡割額の還付額の基礎となる消費税額	⑤	10,680,797	8,831,036	10,680,797	10,680,797	
	譲渡割額の還付額 (⑤×25%)	⑥	2,670,199	2,207,759	2,670,199	2,670,199	
消費税等の還付税額の合計額 (④+⑥)		⑦	13,350,996	11,038,795	13,350,996	13,350,996	
過少申告加算税の額		⑧		321,500	0	0	

別表 1 - 2 5

平成 2 5 年 3 月 課税期間

(単位：円)

項目			確定申告	本件各処分	異議申立て	異議決定	審査請求	審査裁決
年月日			平成25年5月2日	平成26年2月26日	平成26年3月24日	平成26年6月19日	平成26年6月30日	平成27年4月1日
消費税	課税標準額	①	0	0	0	棄却	0	棄却
	消費税額	②	0	0	0		0	
	控除対象仕入税額	③	25,978,362	14,923,979	20,479,504		20,479,504	
	控除不足還付税額	④	25,978,362	14,923,979	20,479,504		20,479,504	
地方消費税	譲渡割額の還付額の基礎となる消費税額	⑤	25,978,362	14,923,979	20,479,504		20,479,504	
	譲渡割額の還付額 (⑤×25%)	⑥	6,494,590	3,730,994	5,119,876		5,119,876	
消費税等の還付税額の合計額 (④+⑥)		⑦	32,472,952	18,654,973	25,599,380		25,599,380	
過少申告加算税の額		⑧		2,046,500	1,005,500		1,005,500	

別表 1 - 2 6

平成 2 5 年 4 月 課税期間

(単位：円)

項目			確定申告	本件各処分	異議申立て	異議決定	審査請求	審査裁決
年月日			平成25年5月30日	平成26年2月26日	平成26年3月24日	平成26年6月19日	平成26年6月30日	平成27年4月1日
消費税	課税標準額	①	0	0	0	棄却	0	棄却
	消費税額	②	0	0	0		0	
	控除対象仕入税額	③	21,310,424	15,758,912	21,310,424		21,310,424	
	控除不足還付税額	④	21,310,424	15,758,912	21,310,424		21,310,424	
地方消費税	譲渡割額の還付額の基礎となる消費税額	⑤	21,310,424	15,758,912	21,310,424		21,310,424	
	譲渡割額の還付額 (⑤×25%)	⑥	5,327,606	3,939,728	5,327,606		5,327,606	
消費税等の還付税額の合計額 (④+⑥)		⑦	26,638,030	19,698,640	26,638,030		26,638,030	
過少申告加算税の額		⑧		1,014,500	0		0	

別表 1 - 2 7

平成 2 5 年 5 月 課税期間

(単位：円)

項目			確定申告	本件各処分	異議申立て	異議決定	審査請求	審査裁決
年月日			平成25年6月27日	平成26年2月26日	平成26年3月24日	平成26年6月19日	平成26年6月30日	平成27年4月1日
消費税	課税標準額	①	0	0	0	棄却	0	棄却
	消費税額	②	0	0	0		0	
	控除対象仕入税額	③	19,295,909	14,985,031	19,295,909		19,295,909	
	控除不足還付税額	④	19,295,909	14,985,031	19,295,909		19,295,909	
地方消費税	譲渡割額の還付額の基礎となる消費税額	⑤	19,295,909	14,985,031	19,295,909		19,295,909	
	譲渡割額の還付額 (⑤×25%)	⑥	4,823,977	3,746,257	4,823,977		4,823,977	
消費税等の還付税額の合計額 (④+⑥)		⑦	24,119,886	18,731,288	24,119,886		24,119,886	
過少申告加算税の額		⑧		782,000	0		0	

別表 1 - 2 8

平成 2 5 年 6 月 課税期間

(単位：円)

項目			確定申告	本件各処分	異議申立て	異議決定	審査請求	審査裁決
年月日			平成25年8月1日	平成26年2月26日	平成26年3月24日	平成26年6月19日	平成26年6月30日	平成27年4月1日
消費税	課税標準額	①	0	0	0	棄却	0	棄却
	消費税額	②	0	0	0		0	
	控除対象仕入税額	③	13,733,405	10,555,496	13,733,405		13,733,405	
	控除不足還付税額	④	13,733,405	10,555,496	13,733,405		13,733,405	
地方消費税	譲渡割額の還付額の基礎となる消費税額	⑤	13,733,405	10,555,496	13,733,405		13,733,405	
	譲渡割額の還付額 (⑤×25%)	⑥	3,433,351	2,638,874	3,433,351		3,433,351	
消費税等の還付税額の合計額 (④+⑥)		⑦	17,166,756	13,194,370	17,166,756		17,166,756	
過少申告加算税の額		⑧		570,500	0		0	

別表 1 - 2 9

平成 2 5 年 7 月 課税期間

(単位：円)

項目			確定申告	本件各処分	異議申立て	異議決定	審査請求	審査裁決
年月日			平成25年8月30日	平成26年2月26日	平成26年3月24日	平成26年6月19日	平成26年6月30日	平成27年4月1日
消費税	課税標準額	①	0	0	0	棄却	0	棄却
	消費税額	②	0	0	0		0	
	控除対象仕入税額	③	11,954,267	10,727,961	11,954,267		11,954,267	
	控除不足還付税額	④	11,954,267	10,727,961	11,954,267		11,954,267	
地方消費税	譲渡割額の還付額の基礎となる消費税額	⑤	11,954,267	10,727,961	11,954,267		11,954,267	
	譲渡割額の還付額 (⑤×25%)	⑥	2,988,567	2,681,990	2,988,567		2,988,567	
消費税等の還付税額の合計額 (④+⑥)		⑦	14,942,834	13,409,951	14,942,834		14,942,834	
過少申告加算税の額		⑧		204,500	0		0	

別表 1 - 3 0

平成 2 5 年 8 月 課税期間

(単位：円)

項目			確定申告	本件各処分	異議申立て	異議決定	審査請求	審査裁決
年月日			平成25年9月27日	平成26年2月26日	平成26年3月24日	平成26年6月19日	平成26年6月30日	平成27年4月1日
消費税	課税標準額	①	0	0	0	棄却	0	棄却
	消費税額	②	0	0	0		0	
	控除対象仕入税額	③	21,598,034	16,910,852	20,740,581		20,740,581	
	控除不足還付税額	④	21,598,034	16,910,852	20,740,581		20,740,581	
地方消費税	譲渡割額の還付額の基礎となる消費税額	⑤	21,598,034	16,910,852	20,740,581		20,740,581	
	譲渡割額の還付額 (⑤×25%)	⑥	5,399,508	4,227,713	5,185,145		5,185,145	
消費税等の還付税額の合計額 (④+⑥)		⑦	26,997,542	21,138,565	25,925,726		25,925,726	
過少申告加算税の額		⑧		852,500	135,500		135,500	

別表 1 - 3 1

平成 2 5 年 9 月 課税期間

(単位：円)

項目			確定申告	本件各処分	異議申立て	異議決定	審査請求	審査裁決
年月日			平成25年10月30日	平成26年2月26日	平成26年3月24日	平成26年6月19日	平成26年6月30日	平成27年4月1日
消費税	課税標準額	①	0	0	0	棄却	0	棄却
	消費税額	②	0	0	0		0	
	控除対象仕入税額	③	24,383,846	19,399,720	24,383,846		24,383,846	
	控除不足還付税額	④	24,383,846	19,399,720	24,383,846		24,383,846	
地方消費税	譲渡割額の還付額の基礎となる消費税額	⑤	24,383,846	19,399,720	24,383,846		24,383,846	
	譲渡割額の還付額 (⑤×25%)	⑥	6,095,961	4,849,930	6,095,961		6,095,961	
消費税等の還付税額の合計額 (④+⑥)		⑦	30,479,807	24,249,650	30,479,807		30,479,807	
過少申告加算税の額		⑧		909,500	0		0	

別表 1 - 3 2

平成 2 5 年 1 0 月 課税期間

(単位：円)

項目			確定申告	本件各処分	異議申立て	異議決定	審査請求	審査裁決
年月日			平成25年11月27日	平成26年2月26日	平成26年3月24日	平成26年6月19日	平成26年6月30日	平成27年4月1日
消費税	課税標準額	①	0	0	0	棄却	0	棄却
	消費税額	②	0	0	0		0	
	控除対象仕入税額	③	25,992,486	19,713,470	25,379,433		25,379,433	
	控除不足還付税額	④	25,992,486	19,713,470	25,379,433		25,379,433	
地方消費税	譲渡割額の還付額の基礎となる消費税額	⑤	25,992,486	19,713,470	25,379,433		25,379,433	
	譲渡割額の還付額 (⑤×25%)	⑥	6,498,122	4,928,367	6,344,858		6,344,858	
消費税等の還付税額の合計額 (④+⑥)		⑦	32,490,608	24,641,837	31,724,291		31,724,291	
過少申告加算税の額		⑧		1,151,000	89,000		89,000	

平成 2 5 年 1 1 月 課税期間

(単位：円)

項目		確定申告	本件各処分	異議申立て	異議決定	審査請求	審査裁決
年月日		平成25年12月26日	平成26年2月26日	平成26年3月24日	平成26年6月19日	平成26年6月30日	平成27年4月1日
消費税	課税標準額	①	0	0	0	0	棄却
	消費税額	②	0	0	0	0	
	控除対象仕入税額	③	18,189,578	14,195,318	18,189,578	18,189,578	
	控除不足還付税額	④	18,189,578	14,195,318	18,189,578	18,189,578	
地方消費税	譲渡割額の還付額の基礎となる消費税額	⑤	18,189,578	14,195,318	18,189,578	18,189,578	
	譲渡割額の還付額 (⑤×25%)	⑥	4,547,395	3,548,829	4,547,395	4,547,395	
消費税等の還付税額の合計額 (④+⑥)		⑦	22,736,973	17,744,147	22,736,973	22,736,973	
過少申告加算税の額		⑧		723,500	0	0	

別表2から別表3まで 省略